

## 令和5年度 第25回役員会議事要旨

日 時 令和6年3月27日（水） 10時30分～11時33分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 学長、渡理事、大島理事、山下理事、豊田理事、野口理事、石田理事、竹下理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事、南谷監事

### 1 審議事項

#### 【一括審議事項】

学長から、役員会で協議し教育研究評議会等で審議した（1）～（16）の案件について一括審議する旨の説明があった。

次いで総務課長から、一括審議事項の概要について次のとおり説明があった。また、大島理事から、（12）佐賀大学国際規制物資の管理に関する規程の新設及び関係規則の一部改正について、国際規制物資の法令遵守について問題なかった旨、全学的な管理の観点から標記の規程を新設する旨の説明があった。

（1）大学教員の内部昇任時に付される5年任期の見直しについて

大学教員の内部昇任時に付される5年任期の廃止に伴い、関連規程の所要の改正を行うもの。

（2）国立大学法人佐賀大学年俸制教員給与規程の一部改正について（年俸給与における反映割合等について）

年俸制教員の評価区分見直しに係る給与規程の一部改正を行うもの。

（3）国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程等の一部改正について（オンコール手当及び歯科研修医の研修医手当について）

研修医について、令和6年4月からオンコール体制とするため手当を新設するもの。また、歯科研修医の研修医手当について、歯科研修医の処遇改善を行いマッチャー数や採用者数の増加を図るため、当該規程に所要の改正を行うもの。

- (4) 国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正について（URA の処遇改善等について）  
リサーチ・アドミニストレーター（URA）のキャリアパスの見直し及び処遇改善のため、所要の改正を行うもの。
- (5) 国立大学法人佐賀大学契約職員就業規則等の一部改正について（「契約調理員」の新設）  
医学部附属病院において雇用する調理業務に従事する契約職員について、栄養士免許を有している者を契約調理員として採用できるようにするため、当該規程等に所要の改正を行うもの。
- (6) クロスアポイントメント手当の新設について  
本学より相手先企業の給与が高い場合にクロスアポイントメント手当を支給し、企業とのクロスアポイントメントを活性化させるために、所要の改正を行うもの。また、期間の更新手続きについて新たに規定するもの。
- (7) 令和4事業年度剰余金の繰越承認に係る目的積立金及び事業計画について  
文部科学大臣の承認を受けた令和4事業年度の剰余金について、本学の目的積立金として事業計画を決定するもの。
- (8) 佐賀大学外部評価の実施（案）について  
大学運営の改善に資する目的で実施する佐賀大学外部評価の実施（案）について審議を行うもの。
- (9) 令和6年度長期借入金の償還計画の認可申請について  
文部科学大臣宛に提出する令和6年度長期借入金の償還計画の認可申請について審議するもの。
- (10) 令和6年度評価反映特別経費（業務の評価）における評価結果及び予算配分（案）について  
令和6年度評価反映特別経費（業務の評価）について基準に基づく評価を実施し、評価結果に応じた部局への配分案を審議するもの。
- (11) 「令和6年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算（案）」について  
「令和6年度佐賀大学予算編成の方針」を踏まえ、本学の令和6年度予算編成における収入・支出予算を策定するもの。
- (12) 佐賀大学国際規制物資の管理に関する規程の新設及び関係規則の一部改正について  
国際規制物資の管理に関する全学的な取り決めがないため、国際規制物資の管理に関する規程を新設し、関係規則を一部改正するもの。

(13) 看護助手の処遇改善及び関連規程の一部改正について

医療分野において人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うため、医療機関に勤務する看護補助者対象に、令和6年6月以降の診療報酬改定に伴う収入増を見据えた処遇改善を行うもの。

(14) 危機管理に関する規則等の改正について

「佐賀大学危機管理対策規則」及び「佐賀大学災害対策規程」の内容を見直し、具体的な内容及び様式等はマニュアルに落とし込む等の改正を行うもの。

(15) 佐賀大学旅費規程及び佐賀大学文書処理規程の改正について

旅行命令等の旅費の電子決裁化に伴い、国立大学法人佐賀大学旅費規程を改正するもの。併せて旅行命令権の委任について佐賀大学文書処理規程の専決事項の改正を行うもの。

(16) 国立大学法人佐賀大学研究費不正使用防止規則並びに国立大学法人佐賀大学研究費の不正使用等に係る調査委員会等設置規程及び国立大学法人佐賀大学研究費不正防止計画推進委員会規程の一部改正について

本学の研究費不正に係る規則・規程において、見直すべき点があるため、所要の改正を行うもの。

審議の結果、上記16案件は了承された。

【審議】

(17) 令和6年度「佐賀大学のこれからービジョン2030ー」実現に向けたプロジェクトについて

大島理事から、本学が2020年4月に策定した「佐賀大学のこれからービジョン2030ー」を実現するために、各理事室が設定したプロジェクトについて、令和6年度も引き続き推進する旨、年度途中の事業経費等の変更は学長及び担当理事の協議により対応し、計画2-1-1、3-3-1の事業経費については保留中との説明があった。保留のものは、事業の効果を検証した上で予算の範囲内で配分することとし、学長一任とする旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(18) 大学貢献度（教育）に係るインセンティブ支給について

渡理事から、教員の教育活動への支援、本学の教育の向上及び教学マネジメント体制の強化につなげるため、大学貢献度（教育）に係るインセンティブを支給する旨の説明があった。

次いで、人事課長から、インセンティブ支給の対象者及び配分額等について説明があり、審議の結果、了承された。

(19) 医学部附属病院医師等に対する病院運営貢献度に係るインセンティブ支給について

医学部事務部長から、本学附属病院勤務医師等の処遇改善を図るため、本支給要項に基づき、病院運営貢献度に係るインセンティブを支給する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

- (20) 国立大学法人佐賀大学職員就業規則等の一部改正について（医師の働き方改革対応）  
人事課長から、前回の役員会での指摘を踏まえ、関連規則及び規程の修正点についての説明があり、審議の結果、了承された。
- (21) 国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程の一部改正について  
人事課長から、前回の役員会での指摘を踏まえ、規程の修正点についての説明があり、審議の結果、了承された。

## 2 報告事項

- (22) 令和5年度国立大学法人佐賀大学研究費不正防止実施計画の実施状況について  
財務課長から、国立大学法人佐賀大学研究費不正防止実施計画に基づき、半年毎に啓発活動の実施状況を役員会で報告している旨の説明があり、第3四半期、第4四半期の取組についての報告があった。
- (23) 令和5年度第1回研究費不正防止計画推進委員会の報告について  
財務課長から、令和6年3月5日に実施された令和5年度第1回研究費不正防止計画推進委員会の概要等についての報告があった。  
監事から再発防止策の対応状況等の質問があった。
- (24) ネーミングライツパートナーの募集開始について  
環境施設部長から、令和6年4月から運用を開始するネーミングライツ事業について、募集用パンフレットを学内ホームページに掲載した旨報告があった。
- (25) その他  
特になし

以 上